

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

日置市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

日置市長

公表日

令和3年6月22日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>日置市では、国民健康保険法に基づき、市内に居住し、健康保険や共済組合など、どの医療保険にも加入していない方、すべてを被保険者として管理し、国民健康保険に係る事務を行う。被保険者の資格に係る事務としては、主に住民票の異動や、被用者保険への加入・脱退に伴う資格取得・喪失の異動、世帯主変更など増減のない資格異動を行う。また、資格異動に伴う被保険者証の交付を行う。賦課に係る事務としては、主に、世帯の所得や資産の内容から国民健康保険税を算定し納税通知を行う。給付に係る事務としては、主に、申請に基づき、出産育児一時金や葬祭費などを支給する。また、医療費が自己負担限度額を超えた場合は、申請に基づき自己負担限度額を超えた分を支給する。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①被保険者の資格取得や喪失、その他世帯主変更など増減のない異動 ②資格異動に伴う被保険者証の交付(有効期限は1年間で、年1回切替) ③賦課に向けて、所得や資産を確認/整備 ④課税計算した結果を納税義務者へ通知 ⑤口座振替やコンビニ納付、年金特別徴収(年金からの天引)などの方法により徴収 ⑥申請に基づき、出産育児一時金や葬祭費などを支給 ⑦高額療養費を算定し、申請に基づき自己負担限度額を超えた分を支給
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> 1. Acrocity国民健康保険 2. Acrocity国民健康保険税(料) 3. Acrocity国民健康保険(給付) 4. MICJET番号連携サーバ 5. 中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険資格情報ファイル ・国民健康保険賦課情報ファイル ・国民健康保険給付情報ファイル 	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>番号法第9条第1項 別表第一の16、30の項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府総務省令第5号)第16条、第24条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二の1、2、3、4、5、6、8、9、11、16、17、18、23、26、27、28、29、30、31、33、34、35、37、39、40、42、48、54、56の2、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、90、91、92、93、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第25条、第28条、第30条、第31条、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第44条、第45条、第46条、第47条、第49条、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条</p> <p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二の27、42、43、44、45の項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府総務省令第7号)第20条、第25条、第26条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民福祉部 健康保険課(資格・給付) 総務企画部 税務課(賦課)
②所属長の役職名	健康保険課長 ・ 税務課長
6. 他の評価実施機関	

なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先

日置市役所 市民福祉部 健康保険課(資格・給付) 総務企画部 税務課(賦課)
鹿児島県日置市伊集院町郡1丁目100番地 099-248-9421(健康保険課) 099-248-9412(税務課)

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

日置市役所 市民福祉部 健康保険課(資格・給付) 総務企画部 税務課(賦課)
鹿児島県日置市伊集院町郡1丁目100番地 099-248-9421(健康保険課) 099-248-9412(税務課)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和1年6月24日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和1年6月24日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) [<input type="checkbox"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

